

近世関所及び番所の研究(二)：東海道箱根関所を中心として(1)

丸山， 雍成

<https://doi.org/10.15017/2338958>

出版情報：史淵. 112, pp.79-93, 1975-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



近世関所及び番所の研究（二）

——東海道箱根関所を中心として（1）——

丸 山 雍 成

（一）はじめに

近世関所の基本性格・機能を決定する一つの方法として、関所の設置年代及び地理的分布の状況を考慮する必要性を別稿では論じたのであるが、^①本来的には関所機能の最たる武器改め・女改めの実態と内容を明らかにし、幕藩制支配に占める関所の歴史的位置づけをおこなう必要がある。しかし本稿では、幕府と小田原藩との関連において東海道箱根関所をとりあげ、江戸前期における関所機能の実態究明の前提として、若干の素描をこころみるにとどめたい。

註

（1）拙稿「近世関所及び番所の研究（一）」『九州文化史研究所紀要』第一九号、昭49。

（二）小田原城番・藩制と箱根関所

近世関所としての箱根関所は、天正十八年八月徳川家康の関東入国時を原型として、元和偃武後の元和五年に確立したするのが筆者の立場であるが、その間には慶長五年の関ヶ原の戦、元和元年の大坂の陣などがあり、徳川氏の勢力圏拡大、天下統一の過程に照応しつつ臨時的に設置され、元和五年を中心に固定化するのが近世関所の主要なる

成立過程といふことができる。箱根関所の設置年代を示す諸史料は、その大部分が臨時的設置であり、たとえば慶長五年の分は関ヶ原の戦をひかえ、同八年の分は、外様大名の江戸参勤の一般化、同十五年の分は西国諸大名の江戸参勤の翌年⁽¹⁾、同十九年は大坂の陣を目前にしたものであり、元和五年は福島正則の改易を契機とする大々的な転封策が推進され、諸大名に対する政治的・経済的支配が強化される時期といった具合に、常に軍事的・政治的動揺ないし緊張関係が内在していたことは否定できない。⁽²⁾

では、その間における箱根関所の管理者たる小田原藩主は、いかなる変遷をみたのか。天正十八年、豊臣秀吉の小田原征伐、徳川家康の関東入国後、小田原城主四万五千石となったのは、徳川家三河以来の譜代の功臣、遠江三股城主大久保七郎右衛門忠世である。徳川氏の上級家臣の関東領国内配置については、豊臣秀吉の意向が反映しており、特に忠世の小田原城拝領については、『大三川志』によれば「大久保忠世は徳川家股肱の臣也、小田原城に箱根山を添へて与へらるべし」と勧告、家康による四万石に併せて秀吉も五千石の加増を約束したという。秀吉による家康有力家臣への勢力扶植の意図がうかがわれるが、忠世の治世は四年の短期間に終った。その跡を嗣ぎ、文禄三年小田原城主六万五千石となったのが、子の忠隣である。忠隣は秀忠を家康の後嗣たらんことを建白、このため秀忠は「大久保父子をしたしませ給ふ事大方ならず。江戸にまいらせ給ふ時は。常に大久保が家をもみ旅館となされたり」という程であつたが、⁽³⁾その権勢大なるに及び、本多正信父子との間に軌轢を生じ、大御所家康の怒りにふれて、慶長十九年正月改易、近江に配流され、大久保氏は二代二十四年の治世で終った。

忠隣の改易の原因には諸説があるが、大久保氏と豊臣家との特別な関係、西国筋の秀吉恩顧の諸大名などと親近であつたことも、無視できぬ要因といえよう。豊臣勢力の根絶をはかる家康にとって、特に大坂の陣を目前にひかえた政治的緊張の大きな時期に、小田原城と箱根山の要地を守る忠隣の処遇こそは、緊急課題の一つであつたと推察される。家康が忠隣改易をいかに重大決意で実行したかは、同年の正月十九日、安藤重信に小田原城を請取らせ、忠隣の家

士・郎等すべての追放を命ずるとともに、松平定綱・高力忠房・浅野長重・本多忠朝・牧野忠成・内藤清次・西郷正員らに、その士卒を引具して小田原城の勤番を命じたこと、二十五日には小田原城で家康・秀忠が対面し、直ちに「江戸駿府の諸卒を召集て。当城の外郭石壘を破却せし」め、二十七日には秀忠は江戸へ出発、「大御所には箱根を過て三島に着せらる。箱根山中には五間づゝに道をさしはさみ。ひしと弓銃を備へ道を警固し。西は三島より。東は大磯平塚辺迄の間往來を抑留」する程の厳戒のなかを駿府に帰ったこと、等⁽⁴⁾に示される。小田原城番は安藤重信が最初で、暫く城請取りの後始末に滞留したが、その後は徳川家譜代の諸大名が次々と引継いだようである。同年四月歿した下総古河城主小笠原信之も、小田原城を守ったという⁽⁵⁾、慶長十九年と翌元和元年の一ケ年余の間に、城番には実に十数人が任じられており、各大名の在番期間は短く、北条氏重は四十日勤めたのみである。特に、大坂城攻撃の際は、松平成重・戸沢政盛・松平定綱・西郷正員の四人が箱根山と小田原の変にそなえて在城している。大坂の陣後は、城番の頻繁な交代はやんで、元和元年から同五年まで近藤秀用が城番をつとめた⁽⁶⁾。

この間、箱根関所も、慶長十九年九月に箱根路の停廢により足柄路通行⁽⁷⁾、同十月には東海道・中山道に新関所の設置といった変動を経験しているが、小田原城主の政治的変遷と軌を一にしたものと見られる。元和五年九月、上総大多喜城主阿部正秋が小田原城主五万石として入封、従来の番城制は中止された。一方、近藤秀用は八月、遠江引佐郡に移封、気賀関所の管理にあたり、また同月には松平康信が荒井奉行、服部政信・同政重が今切番に任命されているところを見ると、阿部氏の小田原入封は、この段階における政治的緊張に対応する、近世関所の確立と無関係ではないと考えられる。同九年十二月、阿部正次は武蔵岩槻城主五万五千石に移封、その跡には先きに小田原城番を勤め、続いて気賀関所を管理した近藤秀用が、翌寛永元年に再び小田原城番として赴任した。秀用の在任期間は、その歿年の寛永八年二月までで、当時の箱根関所の状況は、後の小田原城主稻葉氏の承応二年「日記拔書」によって断片的に知られる。すなわち、箱根関所の警備状況は、定番人は永井二郎大夫・塚本五郎兵衛の二人、それに小田原から足輕

の同心五人づつが一ヶ月交代で詰め、与力が五日に一度つづ番所に来るが、これ以外の知行取やその与力が関所番を勤めることはなかった。武器は、鉄砲三挺（常時、玉薬をつめて、火縄に火をつけて置く）、弓二挺、鎗五本（内、二本は拔身）、鍔・刺又各一本、棒三本などを飾道具として常備する。関所改めの内容は、

一 女手形、本多佐渡守手形ニ而通申候、

一 女乗物は、定番之女房に見せ申候、

一 比丘尼・禿、改申候支、

一 男手形にて改申事は、江戸に盗人多ク御座候ニ付、此御番之時る手形ニ而通し申候、

一 鉄砲通候時は、小田原家老中之手形ニ而通候支、

とあり、このほか「女房之改并手負之儀、堅被仰付」と見えるから、その大要は窺いうる。ここで注目されるのは、従来通説では箱根関所での鉄砲改めを否定してきたが、この時期鉄砲改めをしたことは明瞭である。さらに、江戸より上方にのぼる者の「惣手形改は、江戸ニ而廿九年以前ニ夜討・強盗御座候時分、爰元御関所手形にて御座候、夫令今迄手形ニ而通し申候、但手形無之者は、其人に令吟味仕通し申候、併唯今之改程ニ而は無御座、大形ニ改申候」との記述もあって、関所改めの初期の状況とその推移の一端が知られる。承応二年より二十九年前とは、近藤秀用が小田原城番に赴任し、箱根関所を管理した寛永元年であって、後述する箱根関所以下に対する重要な通関規定公布の前年にあたる。なお、近藤秀用の後任には、これも先きに小田原城番の経験のある高木正成が在番を命ぜられ、翌寛永九年十一月まで番城制が続いた。

さて、寛永九年十一月、下野真岡城主稲葉正勝が小田原城主八万五千石に入封したため、大久保、阿部二氏に続いて三たび藩制となった。正勝は真岡時代、四万石で老中を勤めたが、「相州小田原の城たまはり。四万五千石加へて八万五千石になされ。且箱根の関は東海道第一の要害なればとて。正勝に警衛仰付ら」れたというのであるから、彼⁽¹⁰⁾

が実母春日局を背景とする將軍家との密接な關係の下に、小田原城と箱根関所を委任されたことは明らかである。特に注目されるのは、この年正月には大御所秀忠が歿して、將軍家光の専制体制の第一歩を踏みだすことの外に、秀忠歿後の政治的動搖に關西の諸大名が乗ずるのを未然に防止するために、その江戸參勤を停止させる方策を講じたこと、こうした重要な段階に稻葉氏が入封したことの意義は大といわねばならない。翌十年正月、關東地方に大地震が襲来、小田原城の本丸以下城壘が破潰したので、幕府は大久保忠隣¹¹の改易時とは逆に、官金をもって修理を加え、以後もかかる政策を維持しているが、これは江戸防衛上の小田原城と箱根関所の重要性を十二分に認識していたことの証左である。こうした幕府の基本認識は、寛永三年七月の駿河大納言忠長の大井川浮橋一件にもよく現われている。¹²

「凡此度御上洛にて。東海道中の諸大名城主領主。共に行路を修治し駅館を經營し。巖石を埋。橋梁を新につくり心をつくしけり。駿遠は忠長卿しろしめす所なれば。殊更結構をつくされける中にも。さしも早瀬の大井川に浮橋をわたし。平地のごとく往来たやすくかまへらる。供奉のともがら上下ともに。忠長卿の巧智を感じざるものなし。然るに車駕この橋にのぞませ給ひ。御けしき以外かはらせ給ひ。それ箱根。大井の両險は。關東鎮護第一の要所なりと。神祖にも今の大御所にも仰せらるゝ所に。かく浮橋を渡し。諸人往来の自由を得せしむる事。言語同斷の所為とて。御憤り大方ならざりしとぞ」

こうした東海道の箱根山・大井川の軍事機能に対する家康・秀忠・家光三代の認識は、以後も祖法の名目で、幕府の高等政策として引継がれていったのであるが、また同時に、寛永十年の軍役制において「碓氷。小仏。箱根。白河の関をこえば。これも一倍たるべし。四関の中は遠近にかゝはらず。五割増て下さるべし」¹³とあることから明らかに、近世前期の主要関所の軍事的・政治的性格を如実に示している。もとに戻って、稻葉正勝は翌十一年歿して、長子正則が跡を嗣いだ。稻葉氏の小田原藩治世は、正則の子正往（^{後に正通}）までの三代で、貞享二年十二月越後高田に移封するに及んで終った。翌三年正月、下総佐倉城主大久保忠朝が小田原城主十万三千余石に入封、先祖の旧地に

復して以後、大久保氏の治世は幕末に及んだ。

以上、天正十八年大久保忠世の小田原入封に始まり、稻葉正通の越後高田移封まで、江戸初頭・前期における小田原城番制・藩制の推移と、箱根関所との関係を素描したが、次にはこの段階における関所制の整備過程について見てみたいと思う。

註

- (1) 拙稿「参勤交代制の研究(一)」《九州文化史研究所紀要》第二〇号、昭50。
- (2) 拙稿「近世関所及び番所の研究(一)」《九州文化史研究所紀要》第一九号、昭49。
- (3) 『台徳院殿御実紀』卷五、慶長十二年三月条。
- (4) 右同・卷廿五、慶長十九年正月条。
- (5) 右同・卷廿六、慶長十九年五月条。
- (6) 『小田原市史料・歴史編』(昭41)二五五頁。
- (7) 『台徳院殿御実紀』卷廿六、慶長十九年九月条。
- (8) 右同・卷廿九、慶長十九年十月条。
- (9) 近藤恒次『東海道新居関所の研究』(昭44)二〇～二二頁、『寛政重修諸家譜』卷五十一、元和五年九月条、所理喜夫「郷土における近世の成立」《郷土史研究講座4・近世郷土史研究法》昭45、所収。
- (10) 『大猷院殿御実紀』卷廿一、寛永九年十一月条。
- (11)(13) 右同・卷廿二、寛永十年正月条。同上、二月条。
- (12) 右同・卷七、寛永三年七月条。

(三) 近世関所制の整備過程

近世関所の性格は、「入鉄砲に出女」の言葉に端的に示される。入鉄砲にかんしては、慶長八年十月、結城秀康が越前より江戸参勤する際、鉄砲改めにあった例をみる。『徳川実紀』には、「この時秀康卿は越前より出られて中山道にかゝり。上野国碓氷峠を越えらるゝとて横川の関を過らるゝ時。関の番人等卿の供人の中に鉄砲を備へられたる

を見咎めてこれをさへたり。卿聞給ひ従者をして。これは番人等が秀康なる事をしらずして遮るなるべし。秀康なればくるしからぬほどに。そこ開て通すべしといはせられけるに。番人共聞て。たとひ秀康卿にもあれ何人にもあれ。公より鉄砲査検すべしと置れたる関を通すべきにあらずと罵りければ。卿大に怒り給ひ。天下の関所に於て秀康に無礼ふるまふは天下を輕蔑するものなり。其まゝに捨置べからず。悉く打殺せとありければ。番人ども肝を消し早々逃去て江戸にまいり。このより訴へしに「云々とあつて、当時、幕府の諸関所で鉄砲の検閲をしていたことは明らかである。慶長十四年九月には、酒井忠利が諸国の関所や女手形などを管掌する大留守居に任じられたが、これは徳川家康らが、同年二月、江戸における上方大名の証人検査を令し⁽³⁾、十月、中国・西国・北国の諸大名に江戸で越年するよう参勤させたこと、すなわち大名の証人制や参勤交代制の成立・形成過程、さらには出女の検閲の開始と無関係ではない。大名証人制が近世的制度の確立をみぬ天正十八年以降、慶長初年代にあつては、近世関所は鉄砲改めを、そして同十年代以降は女改めを併せおこなつたと推測されるが、この十年代までは大留守居にしても臨時職で、関所自体も恒常性を認めることが困難であるので、関所制度としては確立段階前の過渡的なものだったと見なければならぬであらう。

江戸幕府は、元和元年の大坂の陣の勝利によつて豊臣勢力を根絶すると、同年の閏六月には一国一城令、七月には武家諸法度を発布し、翌二年六月には軍役令を公布するなど、全国大名の本格的統制を推進した。同二年五月には、大坂の陣の戦後処理として、「近国のともがらをして横川の関を守らせ。その上猶も府内騷擾の事聞えば。急ぎ江城要阨の地を警衛すべしと令⁽⁶⁾」し、八月には関東十六渡津に対する「舟渡定」を公布して、関東の警備を嚴重にした。⁽⁷⁾

定船場之事

白井渡 厩橋
五 料 一本木

葛和田 河 俣
古 河 房川 渡
栗 橋 七里ヶ渡
関宿之内大船渡境 府 川
神 崎 小見川
松 戸 市 川

一定船場之外、わき／＼にて、みたりに往還之者渡へからさる事、

一 女人手負其外不審成もの、いつれの舟場にても留置、早々至江戸可申上、但酒井備後守手形於在之は、無異儀可通事、

一 隣郷里かよひのものハ、所々之舟渡をも可渡、其外女人手負之外、不苦者ハ、其所之給人又は代官之手判を以可相渡事、

一 酒井備後守手形雖在之、本船場之外、女人手負又不審成ものハ一切不可通事、

一 惣別江戸へ相越もの、あらたむへからさる事、

右条々、於相背族は、可被処厳科者也、

元和二年八月日

対馬守
大炊助
備後守
雅楽頭

これは定船場以外で猥りに往還のものを渡すことを禁じ、女人や手負その他不審なるものの渡船場における措置を規定し、定船場を人改めの関所としたことを示している。これら定船場の分布は、利根川水系の下総・上野・武蔵の

三ヶ国にわたる。最後の対馬守以下は順次、幕府の年寄安藤重信・土井利勝・酒井忠利・本多正純・酒井忠世で、うち酒井忠利は幕府初代の大留守居として、女手形と関所のことを管掌したことは既述のとおりである。このことから、右の規定をもって江戸幕府の関所法の最初の成文法とみられているのであるが、これに先立ち、近世関所法の成立と関連する重要な法令が發布されている点に注目すべきである。それは慶長十九年十月、大坂冬の陣の直前、家康が發布した軍陣法であって、これには「人質の外婦女幼童は船渡場にて査檢し。あやしげなるものは。江城留後のともがらへ訴出べし。街道の外往還せしむべからず。東國へ行ものあらば査檢すべし。（中略）陣中より帰る僕卒は。そのぬしの券をもて往来せしむべし。無券のものは査檢すべし」とあり、続く同月、東海・東山両道に新関を置いて「無券の往還をゆるさず」とした法令と対応する内容となっているが、これが元和二年の「舟渡定」の前駆であることは内容的にも確かである。この点からすれば、近世関所の成文法の原型は、大坂の陣直前の軍陣法として成立しており、その後、江戸幕府の全国の諸大名統制の強化とともに、急速に整備されていったものと見なければならぬ。

元和五年には、東海道筋では箱根・新居及び気賀の各重要関所が常置され、翌六年には信濃の浪合・小野川・帯川・心川の四関所が設置され、続いて同八、九年までに中山道碓氷、甲州道中小仏の各関所が常置の関所化したように、主に二代將軍秀忠の時代に、幕府権力の集中化にともない近世関所の本格的整備が推進され、その様相を一変する程の新展開を見たのである。次いで、寛永年代に入ると関所制度はいっそうの整備がおこなわれ、寛永二年八月には、伝馬・駄賃馬の駕量・賃錢など駅伝制にかんする規定とともに、箱根関所以下に次のような重要な通関規定が公布された。⁽⁹⁾

定

- 一 往還之輩、番所之前二而、笠・頭巾をぬかせ相通へき事、
- 一 乗物にて通候者、乗物之戸をひらかせ相通すへし、女乗物ハ女ニ見せ通すへき事、

一 公家・御門跡其外大名衆、前廉より其沙汰可有之候改るに及へからず、但不審之事あらハ格別たるへき事、
右此旨を相守るへき者也、仍而執達如件、

寛永二年八月廿七日 奉行

この通関規定が、以後の諸関所における検閲の基本となったことは、『御触書寛保集成』所収の関所高札の文面からみても明らかであり、幕府の全関所中、高札をもつ二十五ヶ関の大部分において、明治二年の関所制度の廃止まで掲げられたのである。但し、今切関所では寛文七年、第三条の後に「鉄砲之儀、以相定証文可通之事」の一条を追加し、正徳元年の高札書替えでは依然として右の第四条も生きているが、箱根・根府川・矢倉沢では正徳元年次のごとく書替えられた⁽¹²⁾。今切関所と異なるところは、基本的に「相定証文なき鉄砲ハ通すへからさる事」の一条が欠落している点である。

定

- 一 関所を出入る輩、笠頭巾をとらせて通すへき事、
- 一 乗物にて出入る輩、戸をひらかせて通すへき事、
- 一 関より外に出る女ハ、つふさに証文へ引合せて通すへき事、
附、乗物にて出る女ハ、番所の女を差出して相改むへき事、
- 一 手負死人并不審なるもの、証文なくして通すへからさる事、
- 一 一堂上の人々諸大名の往来、かねてより其聞えあるハ沙汰に及す、若不審之事あるにおゐてハ、誰人によらず改むへき事、

右条々、厳密に可相守者也、仍執達如件、

正徳元年五月日

奉行

さて、幕府は寛永四年八月、江戸城西丸裏門の番所制を規定し、⁽¹³⁾次いで同六年三月には江戸府内で「みだりに往還の路人を刃傷する者多し」として、「毎処に番所を置いて守ら」せたが、⁽¹⁴⁾同八年四月には信濃・相模の山々の諸関所検査に役人を派遣し、それぞれ地図を作成、提出させている。⁽¹⁵⁾そして同年九月、箱根・根府川・小仏・碓氷・大戸・芝・五料・杣橋・関宿・市川・小岩・金町・松戸・房川渡・中田・新郷・川俣など関東の諸関所に「覚」を出して、手負・女その他不審なるものが手形なく通関するのを禁じ、猥りに通行させた場合は番人はもちろん、一村の者まで処罰し、欠落のものを逮捕した場合は褒賞する旨を布告した。⁽¹⁶⁾この規定によれば、元和二年の関東十六渡津のうち白井渡など八ヶ所が表面上、公式の関所から外されているが、定船場に指定されなくとも関所機能を有した渡船場もあることから、⁽¹⁷⁾右の八ヶ所が依然として関所に準ずる機能を保持したことは当然推測されるところである。なお、寛永七年、松平重則が留守居となり、⁽¹⁸⁾同十年二月に四人（⁽¹⁹⁾は十八年止）が常職となつて、従来臨時的な役職だった大留守居に代わり、諸国関所の女手形発行などを管掌するにいたつたが、⁽¹⁹⁾次いで同十二年の武家諸法度の改訂では、参勤交代の制度化、道路・駅馬・舟梁等の整備、五百石積以上の船舶所有禁止、そして「私之関所、新法之津留」禁止が打出された。⁽²⁰⁾紋上のことから、近世関所にかんする幕府の基本政策は、慶長年代に始まり、慶長・元和の交の大坂の陣前後から相貌をあらわし、寛永初年代に骨組みを終え、同十二年の武家諸法度によって殆んど決定されたといえるのである。

さて、その後の関所制の展開はどうか。寛永十二年の参勤交代制実施、私関禁止以後の幕府の関所政策は、概して固定化の傾向を示しているが、現実面では幕府権力の強大化にともなう將軍―大名間の主従制の成立により、領主間矛盾が止揚された結果、関所機能は諸大名対策を基本としながらも、領主―農民間の基本矛盾の激化に対応して、次第に治安警察機能の側面を濃厚にしはじめたことは無視できないのである。こうした傾向は、前述の寛永六年

の江戸府内における番所制の設定に端緒的に認められるが、同八年九月に武蔵・上野方面―特に忍・熊谷・本庄・佐野・館林など、さらに笛吹峠から板橋まで一帯―に騒動が発生したとき、館林城などでは足軽を佐田・川俣関所などに派遣して情報収集や防禦の準備に懸命だったことから明らかなように、大名の諸城と諸関所とが有機的に関連、補充しあいながら、軍事機能に限らず治安警察的機能をも發揮しはじめていることが知られるのである。その最も象徴的なものが、幕藩体制の確立に大きな役割を果たした三代將軍家光の歿後、すなわち慶安四年七月、家綱將軍宣下の直前に発生した由比正雪事件における関所対策であろう。すでに寛永十一年八月、幕府は東海道の五万石以下の諸城主すべてに加封して優遇策を講ずるとともに、翌十二年十月には、江戸―京都間の道中に盜賊が多いとの理由で、小田原・駿府・岡崎・大垣・龜山の五ヶ所に金十枚づつをかけ置いて検閲するようにと歩行目付を派遣し、治安対策を嚴にしたりしていた。⁽²⁰⁾ その幕府が最重要視した東海道の駿府―江戸間を舞台として、由比正雪らの牢人騒動が発生したのであるから、幕府にとって深刻な政治問題となった。

この慶安事件の発覚は、四年七月二十三日夜の正雪謀叛の訴人に始まり、同夜丸橋忠弥は逮捕されたが、正雪は十二日総勢十一人で江戸を発ち駿府にむかっている。正雪は駿府に在って東西に命令を下すとか、久能山を押えてその金銀を奪い、東海道五十三次に放火し、江戸焼払いの後は駿府に集合するとの計画もあったとか諸説があるが、何れにしても、幕府は駿府にむかった正雪逮捕を先決問題だとして、二十四日に老中が協議して、街道の警備ならびに箱根関所での通行者の検閲を嚴重にするよう、小田原城主稲葉正則に命じ、また新番頭の駒井親昌を上使として駿府に派遣した。⁽²¹⁾ そこで小田原藩では急拠、箱根関所以下の諸関所などに増員をおこない警戒にあたせたが、その内容は以下のとおりである。先ず、箱根関所では本番六人に加番・足軽とも四十人、外に小頭六人を増員、根府川関所では本番三人に加番・足軽とも九人、仙石原関所では定番一人に加番・足軽とも七人、矢倉沢関所では本番二人に加番・足軽とも九人、河村関所では定番一人に加番・足軽とも三人を増員、鉄砲・弾薬を準備させた。また、御厨・塔

之沢・板橋番所・山王番所・一色村・渡辺、さらに浦々改めなどに役人を急派し、道中継飛脚所の新宿・川崎の二宿に藩士を置き、小田原城の本丸、二ノ丸裏門及び広間にそれぞれ藩士を増詰させて、緊急時に備えた。⁽²⁵⁾ 十人余の牢人への対策にして、以上のような大がかりの準備態勢をとって検閲を厳にしているのである。幕府は二十六日、御側兼番頭の中根正盛の与力を中山道碓氷関所に派遣⁽²⁶⁾、新居関所に対しては関所奉行佐橋甚平に老中連署の書状をもって、不審なるものの関所通行は検閲を入念にするよう命じ、⁽²⁷⁾ 事件の波及を最小限にとどめようと努力した。

この間の箱根関所における検閲態勢について、さらに若干触れておこう。二十四日、小田原藩では駒井親昌が到着、休憩した際、事件の発生を知り、上方にのぼる通行者を箱根に二日間ほど滞留させるよう申渡され、また徒党の牢人が駿州江尻宿辺におり、残りも集合する旨を告げられたので、先きの厳戒態勢をとったのであるが、翌二十五日には幕府より奉書が到着、その内容は「弥廿五日・廿六日箱根罷通り候者可被差留候、徒党之内三人早御捕候、右兩日相過候共、常々入念不審成者有之ば留置可申候」という趣旨のもので、箱根関所では駒井親昌の配下五十人と榊原越中守の配下六十一人、さらに大坂番代松平丹波守の組中のみは通過を認め、他はすべて往来を遮断、牢人逮捕に万全を期した。二十七日には、正雪見知りのもの一人を派遣するので、箱根に差置くようにとの奉書が到来、また去る二十三日昼に当関所を通過した正雪の関所手形について取調べがあった。一方、駿府から宿次で、正雪ら一味は駿府梅屋町で自害、または逮捕されたとの報告もあり、事件はいちおう終結したが、箱根関所では牢人の偽手形通行の件とか、相州十日市場に牢人がいる旨の注進で稲葉勘解由が足軽三十人を率いて逮捕にむかうとか緊張の連続で、八月四日まで厳戒態勢を布き、その間多くの牢人を捕えたのである。⁽²⁸⁾

右は由比正雪ら牢人の謀叛に端を発する関所の警戒態勢であって、小田原藩の軍事的かつ治安警察的機動性が各裏関にもいかに発揮されている。幕府が箱根関所をきわめて重要視したことは、相次ぐ関所への通達によっても知られるが、この事件を契機に、同年の十二月には箱根・新居・気賀の三関所などに対し、「上使并継飛脚之外夜通し

一切通し申聞敷事」という「覚」を出して、夜間通行の規制を強化するとともに、⁽²⁹⁾万治二年には江戸市中の関所女手形の申請所指定をおこなった。⁽³⁰⁾後者は、従来江戸市民の女手形は幕府留守居が発行したのを、町奉行の手に移行したもので、一般庶民の旅行が隆昌におもむく趨勢に対応する関所政策とみることができる。さらに、寛文元年には「女手形可書載覚」を指定、また中川番所にも一般関所と同趣旨の高札文言を掲示させるなど、⁽³¹⁾関所政策のいっそうの推進が認められるのである。特に前者は、数度の改正を経て、元禄十四年に確定したのであるが、関所における女改めの重点が、一般庶民に移行したことは、既述のごとき幕藩制確立にともなう矛盾関係の転化と対応するものである。

註

- (1) 『東照宮御実紀』巻七、慶長八年十月条。なお、『武徳編年集成』四十九にも同趣旨の記述がある。
- (2) 『寛政重修諸家譜』巻第六十一、酒井忠利の項。
- (3) 『台徳院殿御実紀』巻九、慶長十四年二月条。
- (4) 右同・巻十一、慶長十四年十月条。
- (5) 拙稿「近世関所及び番所の研究(一)」(『九州文化史研究所紀要』第十九号、昭49)。
- (6) 『台徳院殿御実紀』巻四十二、元和二年五月条。
- (7) (12) 『御触書寛保集成』二、関所之部。
- (8) 双川喜文「江戸幕府法と裁判からみた関所の本質」(『日本歴史』二七一号、昭45)。
- (9) 『台徳院殿御実紀』巻廿九、慶長十九年十月条。
- (10) 『大猷院殿御実紀』巻五、寛永二年八月条。
- (11) 『徳川禁令考』第四帙、三〇八頁。
- (12) 『大猷院殿御実紀』巻十、寛永四年八月条。
- (13) 右同・巻十三、寛永六年三月条。
- (14) 右同・巻十七、寛永八年四月条。
- (15) 右同・巻十八、寛永八年九月条。なお、『憲教類典抄』十には「番人」を「其番之者」とし、『御当家令条』巻十九は「船頭舟宿等」としている。
- (16) 拙稿「近世の渡場に関する若干の問題」(豊田武教授還暦記念会編『日本近世史の地方的展開』昭48、所収)。
- (17) 『東武実録』三十一。
- (18) 『吏徴別録』上、御留守居の項、『柳営秘鑑』三、御留守居支配の項。
- (19)

- (20) 『御触書寛保集成』一、武家諸法度之部。
- (21) 『大猷院殿御実紀』卷十八、寛永八年九月条。
- (22) 右同・卷廿六、寛永十一年八月条。
- (23) 右同・卷廿九、寛永十二年十二月条。
- (24) 進士慶幹『人物叢書68・由比正雪』（昭36）一三七～一四〇頁。
- (25) (28) 慶安四年『永代日記』七月二十四日～八月四日条。
- (26) 『嚴有院殿御実紀』卷一、慶安四年七月条。
- (27) 『図説日本文化史大系・江戸時代上』（昭32）七四～五頁所収文書。
- (29) 『教令類纂』初集九十七。
- (30) 『御触書寛保集成』二、関所之部。
- (31) 『徳川禁令考』第四帙、三一五～六頁、三二七頁。

(四) むすびにかえて

江戸前期における箱根関所の実態は、寛永十八年に始まって天和三年に終る、小田原藩主稲葉家の「永代日記」により、その全貌を浮きぼりにすることができる。本稿では、同日記を主要史料として、幕藩制確立期の小田原藩と箱根関所をめぐる諸問題を究明する予定であったが、その前提たる導入部分に紙幅をついやして、本論たる箱根関所の構成、機能など主要な問題には全くふれずに終り、論旨も不分明になったうらみがある。そこで、近々別稿によってこの欠を補う予定であるので、併せ参照いただければ幸甚である。